

○国立大学法人北見工業大学監査室規程

(平成19年3月14日北工大達第26号)

改正 平成23年2月9日 平成27年3月30日

平成28年3月15日

(趣旨)

第1条 国立大学法人北見工業大学組織規則(平成19年北工大達第23号)第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学監査室(以下「監査室」という。)に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 監査室は、次の各号に掲げる業務について内部監査を行う。

- (1) 会計経理に関すること。
- (2) 人事給与に関すること。
- (3) 本学の組織運営及び業務運営に関すること。
- (4) その他学長が必要と認める業務に関すること。

2 前項に定めるもののほか、監査室は、外部監査に係る連絡調整を担当する。

(室長、副室長及び室員)

第3条 監査室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、学長が指名する職員をもって充てる。
- 3 副室長は、総務課長をもって充てる。
- 4 室員は、別に定めることとし事務職員をもって充てる。

(庶務)

第4条 監査室に関する庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、監査室に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月9日)

この規程は、平成23年2月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月30日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。